

◎介護保険負担限度額について（令和6年8月～（第4段階(居住費)は令和6年10月～））

以下の要件により、食費・居住費の負担限度額が異なります。
市町への申請が必要です。（初回・毎年）

負担段階	食費 (1日)	居住費 (多床室) (1日)	所得要件	資産要件
第1段階	300円	0円	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 生活保護受給者 	預貯金等が1,000万円以下の方（夫婦で2,000万円以下の方）
第2段階	390円	430円	世帯全員が市民税非課税の方で、公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	預貯金等が650万円以下の方（夫婦で1,650万円以下の方）
第3段階①	650円	430円	世帯全員が市民税非課税の方で、公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	預貯金等が550万円以下の方（夫婦で1,550万円以下の方）
第3段階②	1,360円	430円	世帯全員が市民税非課税の方で、公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が120万円を超える方	預貯金等が500万円以下の方（夫婦で1,500万円以下の方）
第4段階 (減額なし)	1,800円	480円	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税で世帯員に市民税課税者がいる方 本人が市民税課税の方 配偶者が市民税課税の方（世帯が分離している配偶者を含む） 	利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方

* 年金収入金額は、遺族年金、障害年金等の非課税年金を含みます。

* 65歳未満の第2号被保険者の方の資産要件は1,000万円（夫婦で2,000万円）以下となります。